

令和 8 年度 高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

杉戸町

高齢者を対象にインフルエンザ予防接種を下記のとおり実施します。予防接種は希望者に対して実施するもので、接種を強制するものではありません。希望する方は別紙説明書をご確認ください。

実施内容

接種期間	令和 8 年 10 月 1 日(木) ～ 令和 9 年 1 月 31 日(日)
対象者	杉戸町の住民で下記①または②に該当し、本人が接種を希望する方 ① 満 65 歳以上の方 ② 60歳～65歳未満で心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当) ※ 確認できる身体障害者手帳または医師の診断書が必要となります。
接種費用	自己負担額 1,500 円(接種期間に 1 回のみ) ※ 町は接種費用の一部を負担しています。そのため、 <u>町の契約医療機関以外で接種した場合は費用の全額が自己負担になります。</u> ※ 費用の償還払い(立替払い)はありません。 ※ 生活保護受給者・中国残留邦人等の方は接種費用が免除されますので、受給証を医療機関の窓口に提示してください。

接種方法

➤ 町内の医療機関で接種する場合

下記の契約医療機関に直接ご予約ください。町の予診票を記入し、マイナ保険証・資格確認書のいずれかと接種費用を持参し接種します。予診票は下記の契約医療機関に設置してあります。

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
あけぼの内科リウマチ科クリニック	37-2525	清地クリニック	37-2511
井上小児科皮フ科	33-7311	高野台クリニック	35-1110
今井病院	32-0065	高橋内科医院	35-2317
後藤クリニック	37-2151	玉井医院	33-2464
埼玉杉戸診療所	48-6904	鳥居整形外科医院	32-4433
杉戸クリニック	33-0088	山根医院	33-3314
杉戸耳鼻咽喉科医院	32-2841		

➤ 町外の医療機関で接種する場合

町外で接種できる医療機関は埼玉県医師会加入の契約医療機関となります。
「埼玉県医師会ホームページ」で確認または保健センター(0480-34-1188)へお問合せください。



埼玉県医師会
ホームページ

高齢者インフルエンザ予防接種説明書

■ インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

■ インフルエンザワクチンについて

ワクチンを接種後、免疫がつくまで2週間程度かかり、その効果は約5か月間とされています。より効果的に有効性を高めるためには、毎年、流行前の12月中旬までに接種を受けておくことが必要です。感染を完全に阻止することはできませんが、高齢者の発症を予防することや、発症後の重症化や死亡を予防する効果が期待されています。また、インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、毎年流行が予測されるウイルスにあったワクチンを製造しています。

■ 予防接種を受ける前に

(1) 一般的な注意事項

インフルエンザの予防接種について、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気になることやわからないことがあれば、担当の医師や看護師、保健センターに質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかに発熱のある人
一般的に 37.5℃以上の場合をいいます。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温に鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシー症状を起こしたことが明らかな人
「アナフィラキシー」とは、通常30分以内に起こるひどいアレルギー反応のこと。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんがでる、吐気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しい等の症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患等の基礎疾患がある人
- ② 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ③ 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系の疾患がある人
- ⑤ インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに、アレルギーを起こすおそれのある人
- ⑥ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹等のアレルギーを疑う症状がでた人

■ 予防接種の副反応

比較的多く見られる副反応には、接種した部位の赤み、はれ、痛み等がありますが、通常2～3日で消失します。全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気、だるさなどが見られますが、こちらも通常2～3日で消失します。また、まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状が見られることもあります。予防接種を受けた後、じんましん、赤み、かゆみ、呼吸困難等の症状が現れた場合には、医療機関を受診してください。

※ 予防接種の副反応の場合の他、ほかの病気がたまたま重なり、症状が現れることがあります。

■ 予防接種健康被害救済制度

インフルエンザワクチンを接種した後の副反応は、接種した当日や翌日に始まり、おおむね数日で治ります。

一方、極めて稀に重大な副反応が発生し、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときには、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。詳細は下記のお問合せ先にご確認ください。

■ 注意事項

- ① 署名は必ず本人が記入してください。自署できない場合は、代筆者が署名し、代筆者の氏名・続柄を記入してください。本人の意思確認ができない場合は、費用助成の対象とはなりません。
- ② 町の契約医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担となります。
- ③ 費用の償還払い（立替払い）はありません。
- ④ 他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。
- ⑤ 接種証明書を発行する予定はありません。接種後に医療機関から渡される接種済証を大切に保管してください。
- ⑥ 施設に入所中の方は、施設の指示に従ってください。

インフルエンザ予防接種は強制ではありません。接種を希望される方は、この説明書をよくお読みいただき、効果や副反応、予防接種被害救済制度などを十分理解したうえで接種を受けてください。詳細は、杉戸町ホームページでご確認いただくか、下記お問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

杉戸町健康支援課（保健センター） 電話 0480-34-1188

平日 8:30 ～ 17:15（土・日・祝・12/29～1/3を除く）

